長野県報

11月5日（木）
令　和　８　年
（２０２６年）
第757号

目　　次

告　示
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（水大気環境課）…… 1
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…… 1
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課）…… 2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（４件）（森林づくり推進課）…… 2

公　告
大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・ＩＴ振興課）…… 4
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…… 5
随意契約の相手方の決定（特別支援教育課）…… 5

告　示

長野県告示第438号

令和２年長野県告示第646号により土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第１項の指定をした要措置区域（同条第４項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定を解除する要措置区域

安曇野市豊科南穂高1075番23の一部、1080番１の一部、1082番１の一部、1083番１の一部、1083番２の一部及び1084番３の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

１，２－ジクロロエチレン
ジクロロメタン
トリクロロエチレン

３　要措置区域において講じられた実施措置

地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第439号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　土地の区域（形質変更時要届出区域）

安曇野市豊科南穂高1075番23の一部、1080番１の一部、1082番１の一部、1083番１の一部、1083番２の一部及び1084番３の一部

２　土壌汚染対策法施行規則第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

１，２－ジクロロエチレン
ジクロロメタン
トリクロロエチレン

水大気環境課

長野県告示第440号

令和８年長野県告示第320号により土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第２項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定を解除する形質変更時要届出区域
千曲市大字磯部字酉新田1486番１の一部
２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
３　形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第441号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第442号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町生田1172の１、1172の３、1173、1976の57、1976の58、1976の69から1976の78まで、1976の87、1976の91、1976の92、1976の96、1976の97、1976の114、1976の125

２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　生田1976 の 72 から 1976 の 76 まで
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第443号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　水源の涵養
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　阿智村（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第444号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　北安曇郡池田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、池田町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

池田町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

公　告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ上田国分店

上田市国分字上沖66番１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号

３　変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）

位置	収容台数（台）
図面番号－３　建物配置図（変更前）	26

（変更後）

位置	収容台数（台）
図面番号－４　建物配置図（変更後）	26

（注）位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）

位置	容量（㎥）
図面番号－３　建物配置図（変更前）	31.5

（変更後）

位置	容量（㎥）
図面番号－４　建物配置図（変更後）	31.5

（注）位置は届出書添付の図面のとおり

４　変更する年月日